

質問に対する回答32  
東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問回答書⑯の回答6</li> <li>・設計図面</li> <li>　　真空圧密工法①工区～⑨工区</li> </ul>	<p>質問回答書⑯の回答6「設計図書に定める内容の変更を伴う技術提案は認められません。」とご回答頂いております。</p> <p>真空圧密工法の設計図面『動態観測器配置平面図』『動態観測器配置断面図』に示される内容以外の計測器を設置する技術提案はできると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>設計図書の内容を変更しない範囲で、『動態観測器配置平面図』、『動態観測器配置断面図』に示される内容以外の計測器を設置することは評価の対象となります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問回答書⑯の回答6</li> <li>・質問回答書⑯の回答12</li> <li>・質問回答書⑯の回答16</li> <li>・設計図面</li> <li>　　真空圧密工法①工区～⑨工区</li> <li>・金抜設計書 番号366～369</li> </ul>	<p>質問回答書⑯の回答6「設計図書に定める内容の変更を伴う技術提案は認められません。」</p> <p>質問回答書⑯の回答12「設計図書に定める条件を変更しない範囲であれば、評価の対象となり得ます。」</p> <p>質問回答書⑯の回答16「設計図書の内容を変更しない範囲で、軟弱地盤対策のモニタリング方法および管理体制のものであれば、評価対象です。」とご回答頂いております。</p> <p>『設計図面(動態観測器配置平面図)に記載の回数』および『金抜設計書に記載の回数』を変更してはならない、という意味でしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>その通りお考えください。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問回答書⑯の回答6</li> <li>・特記仕様書P73～74 26-45 観測器設置工 26-46 動態観測工</li> </ul>	<p>質問回答書⑯の回答6「設計図書に定める内容の変更を伴う技術提案は認められません。」とご回答頂いております。</p> <p>特記仕様書に記載の5手法(地表面沈下板、地表面変位杭、地中変位計、深層型沈下計、隙間水圧計)以外の追加観測手法に関する提案はできると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>設計図書の内容を変更しない範囲で、測定方法を追加することは評価の対象となります。</p>